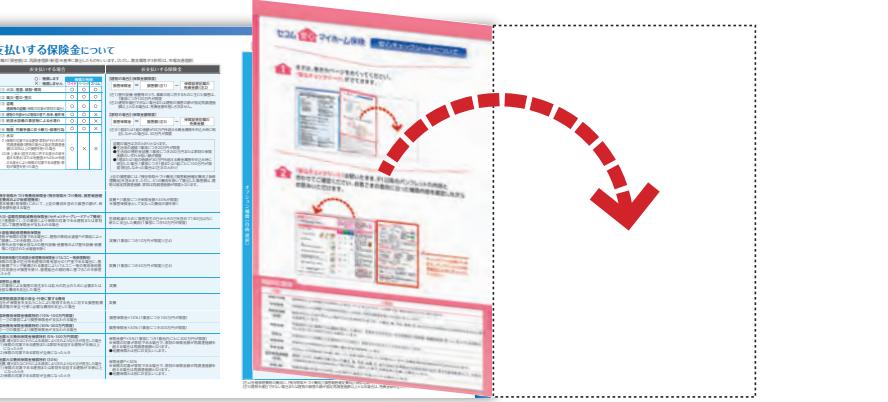


セコム 安心 マイホーム保険

安心チェックシートについて

1

まずは、巻末のページをめくってください。
「安心チェックシート」がでてきます。



2

「安心チェックシート」は開いたまま、P1以降のパンフレットの内容と合わせてご確認ください。お客様の意向に沿った補償内容を確認しながらお読みいただけます。



用語のご説明

用語	ご説明
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。セコム安心マイホーム保険では、建物・家財がこれにあたります。
被保険者	保険契約により補償される損害が発生した場合に保険の補償を受けられる方をいいます。
再調達価額（新価）	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建築または再取得するのに必要な金額をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額（補償限度額）をいい、あらかじめ保険会社とお客様との間で定めた金額をいいます。
保険金	保険契約により補償される損害が発生した場合に、保険会社がお支払いする金額をいいます。
保険期間	保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
協定再調達価額（新価）	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建築または再取得するに要する額を基準として、当社と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
時価（額）	再調達価額（新価）から使用による消耗分（減価分）を差し引いた金額をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

- 地震、噴火またはこれらによる津波（地震火災費用保険金補償特約は、お支払いの対象となる場合があります。）
- 保険契約者、被保険者、保険金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 火災等の事故の際の紛失・盗難
- 保険の対象である家財が保険証券記載の建物内に収容されていないときに生じた事故
- 戦争、革命、内乱、暴動
- 地震などの際ににおける紛失または盗難 ● 地震などの発生日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害
- 地震、噴火またはこれらによる津波（地震火災費用保険金補償特約は、お支払いの対象となる場合があります。）
- 保険契約者、被保険者、保険金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 火災等の事故の際の紛失・盗難
- 保険の対象である家財が保険証券記載の建物内に収容されていないときに生じた事故
- 戦争、革命、内乱、暴動
- 地震などの際ににおける紛失または盗難 ● 地震などの発生日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害

＜地震保険＞

- 保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争、革命、内乱、暴動
- 地震などの際ににおける紛失または盗難
- 地震などの発生日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害

次の特約については、特にご注意ください。

＜破損・汚損損害等補償特約＞

- 置き忘れたまたは紛失 ● 電気的・機械的事故（故障）によって生じた損害（建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約をセットされた場合における所定の建物付属機械設備等に生じた損害を除きます。） ● 電球、蛍光管、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ● 土地の沈下、隆起等によって生じた損害 ● 公権力の行使によって生じた損害 ● 加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ● 詐欺または横領によって生じた損害

※家財が保険の対象である場合、不測かつ突然的な事故により次のものに生じた損害についても保険金をお支払いできません。

- 義歯・義肢・コンタクトレンズ・眼鏡その他これらに類するもの
- 携帯電話（PHSを含みます。）等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品
- 携帯式電子機器（ラップトップまたはノートパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等）およびこれらの付属品
- 自転車および原動機付自転車（総排気量が125cc以下のもの）ならびにこれらの付属品

＜類焼損害補償特約＞

- 保険契約者、被保険者の故意
- 類焼補償が被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反 など

ご契約の際にご注意いただきたいこと

携行品損害補償特約について

- (1) 保険の対象は、被保険者の居住の用に供される建物外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品であり、基本補償（主契約）における家財の範囲とは異なります。詳細は、「ご契約のおり・普通保険約款および特約集」等をお読みください。
- (2) 被保険者の範囲は、基本補償（主契約）における家財の被保険者とは異なる場合があります。
- (3) 保険金支払対象事故は、日本国内または国外における偶然な事故であり、基本補償（主契約）における家財の保険金支払対象事故の範囲とは異なります。

その他ご注意いただきたいこと

- (1) お引受けできる保険の対象は、居住の用に供する建物またはこれに収容される家財です。
また、家財をご契約の場合…
貴金属等（貴金属・宝石および宝石ならびに書画・骨董・彫刻物その他の美術品）で1個または1組の価額が30万円を超えるものは、申込み時に明記されていない場合で損害額が30万円を超えるときは、損害額を30万円とみなします。ただし、明記されていても盗難による損害の場合は100万円を限度とします。また稿本（本などの原稿）、設計書、動物および植物等は、保険の対象に含まれません。

- (2) 公的の融資を受けている場合について
独立行政法人住宅金融支援機構等公的融資を受けている建物は、お引受けできない場合があります。ただし、家財のお引受けはできます。

(3) クーリングオフについて

- ご契約のお申込み後であっても、お客様がご契約を申し込まれた日またはクーリングオフ説明書（重要事項説明書に掲載）を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回（クーリングオフ）を行うことができる場合がありますので、お問い合わせください。ただし、保険期間が1年以下のご契約などは対象となりません。

(4) 損害保険契約者保護機構について

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金・解約返戻金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る。）またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金・解約返戻金等はそのすべてのご契約が補償対象となります。（詳しくは、取扱代理店または当社にお問い合わせください。）

- (5) 当社代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。

- したがいまして、当社代理店との間で効率的に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとみなされます。

- (6) 保険料お支払いの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。ただし、保険料を直接当社へお振り込みいただいた場合等は、保険料領収証の発行は省略させていただきます。また、ご契約の日から1ヶ月経過しても保険証券が届かない場合には、当社までお問い合わせください。

- (7) ご契約者と被保険者が異なる場合は、その方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。

ご契約後にご知らせいただきたいこと（通知義務等）

- ご契約内容に以下の変更が生じる場合には、取扱代理店または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合には、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 建物の売却・譲渡等により名義変更する場合（譲渡する場合で、保険契約の権利・義務を移転されるときは、事前にご連絡ください。）
 - 建物の構造または用法を変更する場合
 - 引越し等により保険の対象を他の場所に移転される場合
 - 機械警備の実施状況・オール電化住宅への合致状況を変更する場合 など

万が一事故にあわれたら!

- 事故にあわれたら、遅延なく取扱代理店または当社までご連絡ください。取扱代理店または当社への連絡が遅れた場合には、連絡が遅れたことによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うことがありますのでご注意ください。

信頼される安心を、社会へ。

SECOM
セコム損害



すまいの保険

セコム 安心 マイホーム保険

家庭総合保険



SECOM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2 セコム損害ビル TEL 03-5216-6111(代表)

<https://www.secom-sonpo.co.jp/>

SEK-1101-1909-0053 F0135-00-90 2001

セコム 安心 マイホーム保険 は、

4つの大きな特長によって、
ぴったりの安心をお届けします。



特長 1

ご希望の補償範囲に合わせてプランを選択できます。

基本補償を **ワイドプラン** **ベーシックプラン** **スリムプラン** の3つのプランから選べるシンプルな設計です!

特長 2

特約を自由に選択することができます。

各種特約を組み合わせることにより、必要な補償に絞ったご契約の設計が可能です！

特長 3

各種割引が充実しています。

「ホームセキュリティ割引」「オール電化住宅割引」「長期年払割引」を適用することができます！

特長 4

基本補償に免責金額(自己負担額)を設定することができます。

免責金額「なし」「3万円」「5万円」「10万円」「20万円」から選択できます。
免責金額を設定することで、保険料を抑えたご契約の設計が可能です！

安心チェックシート

STEP-1 基本補償プランについて(保険料1ヶ月で選択ください)

すべてプランで
受けられます。

基本・高級・複数・複数
 高級・複数
 複数

※保険料にかかる料金は、プランによって異なります。また、保険料にかかる料金は、プランによって異なる場合があります。

STEP-2 保険の対象について(保険料P3をご確認ください)

建物(建物) 地盤(地盤) 建物・家財(家財)

※保険料もしくは保険料P3に記載のものと同一です。建物と家財に保険料が同じです。

STEP-3 自由に選択できるオプション種類について(詳細はP2をご確認ください)

この特約を自由に選択いただけます。

地震保険(地震保険料)
 地震火災保険(地震保険料)
 地震火災保険(保険料)
 地震火災保険(保険料)
 地震火災保険(保険料)

STEP-4 保険料の割引について(詳細はP2をご確認ください)

お住まいの設備等に応じて以下の割引を適用することができます。

ハーフリターブル(火災保険料) 大型洗濯機(保険料) 地震保険(保険料)
 地震火災保険(保険料) 地震保険(保険料)
 プラスセキュリティ(保険料) 地震保険(保険料)

STEP-5 免責金額(自己負担額)について(保険料P2をご確認ください)

基本保険に免責金額を設定することで、保険料を抑えることができます。

なし(3万円) 5万円(10万円) 20万円(20万円)

免責金額は、保険料にかかる料金を減らすための制度です。保険料にかかる料金を減らすための制度です。保険料にかかる料金を減らすための制度です。保険料にかかる料金を減らすための制度です。

STEP-6 地震保険について(詳細はP2をご確認ください)

地震保険を受けていたことがあります。保険料もしくは保険料P2に記載のものと同一です。地震保険を受けていたことがあります。保険料もしくは保険料P2に記載のものと同一です。地震保険を受けていたことがあります。保険料もしくは保険料P2に記載のものと同一です。地震保険を受けていたことがあります。保険料もしくは保険料P2に記載のものと同一です。

※保険料にかかる料金は、保険料にかかる料金を減らすための制度です。保険料にかかる料金を減らすための制度です。保険料にかかる料金を減らすための制度です。保険料にかかる料金を減らすための制度です。



最後のページ(巻末)に
「安心チェックシート」があります。

無駄なく、確実に補償内容をお選びいただくためにも
是非ご活用ください。

巻末へ ▶

STEP-1 基本補償プランについて

ご希望の補償範囲に応じて3つのプランをご用意しました。
ニーズに合わせて **ワイド
プラン** **ベーシック
プラン** **スリム
プラン** からお選びいただけます。

損害保険金として補償される修理費には次の費用も含みます。

建物や家財の
修理に
かかる費用

- a 残存物取片づけ費用**
- b 損害範囲確定費用**
- c 仮修理費用**

**損傷額
(修理費)**

損害が生じた保険の対象の清掃費用等、
残存物を取片づけるのにかかった費用

保険の対象に生じた損害の範囲を
確定するために必要な調査費用

損害が生じた保険の対象の
仮修理に必要な費用

※損害額から上記**a**～**c**の費用を除いた金額は、保険金額が限度となります。

セコム安心マイホーム保険の3つの基本補償プラン

● : 補償します × : 補償しません

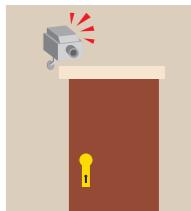
		ワイド プラン	ベーシック プラン	スリム プラン			
1	火災、落雷、破裂・爆発				●	●	●
2	風災・雹災・雪災				●	●	●
3	盗難 通貨等の盗難(保険の対象に家財を含む場合)				●	●	●
4	建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等				●	●	×
5	給排水設備の事故等による水濡れ				●	●	×
6	騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為				●	●	×
7	水災	台風、暴風雨等による洪水・融雪洪水・高潮・ 土砂崩れ・落石等による損害			●	×	×

上記基本補償プランにおいては、免責金額(自己負担額)の設定が可能です。詳しくはP6をご参照ください。

自動でセットされる費用補償について

残存物取片づけ等費用

上記**a**～**c**の費用を含めた損害額が、保険金額を超える場合は、1回の事故につき保険金額の30%に相当する額を限度として、上記**a**～**c**の費用(損害保険金として支払われる費用は除きます。)をお支払いします。



セキュリティ・グレードアップ費用

左記①(落雷は除きます)または③の事故により保険の対象について損害保険金が支払われる場合、お客さまが危険軽減のために損害発生の日からその日を含めて180日以内に新たに支出された費用を1事故につき最高50万円までお支払いします。

水道管凍結修理費用

建物が保険の対象である場合、建物の専用水道管が凍結によって損壊し、これを修理したときにお支払いします。ただし、屋外水栓や散水栓などの屋外設備・装置は補償対象外となります。

損害防止費用

左記①の事故の際、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要・有益な費用のうち、所定のものについてお支払いします。(例:消火活動に使用した消火薬剤等の再取得費用)

バルコニー等修理費用

保険の対象がマンション戸室の場合、基本補償プランで補償される事故によりバルコニー等の専用使用権付共用部分が損害を受け、管理組合の規約等に基づきこれを修理したときにお支払いします。

損害賠償請求権の保全・行使に要する費用

当社が保険金を支払うことにより取得する他人に対する損害賠償請求権の保全・行使に必要な費用を支出された場合に、お支払いします。

事故発生時の安心サービス

ガラスや鍵の修理手配を行います。

万が一、盗難事故が発生して、ガラスや鍵が壊されてしまっても安心です!修理に関しての業者手配を行い、セコム損保が保険金で直接業者にその費用をお支払いします。※



※費用のお支払いについては、建物を保険の対象としてご加入されている場合となります。保険金を超える費用のお支払いは、お客さまのご負担となります。また、山間部、島しょ部など修理業者が対応不能な一部エリアについては、本サービスは提供されません。

STEP-2 保険の対象について

保険の対象をご確認ください。

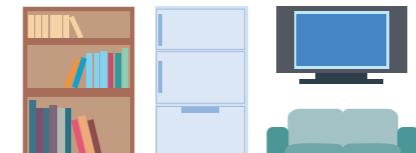
保険の対象について

建物^{*1}のみ



お住まいの建物が損害を受けた場合、保険金をお支払いします。

家財^{*2}のみ



家具や家電製品などの家財(生活用動産)が損害を受けた場合、保険金をお支払いします。

建物^{*1}と家財^{*2}の両方



お住まいの建物と家財の両方の損害を補償します。

*1 居住専用の建物に限ります。「門・堀・垣」「物置・車庫等の付属建物」「敷地内に固定された屋外設備・装置等」も建物に含めることができます。
*2 物置・車庫等の付属建物内に収容される家財を含みます。

<お支払い例: 火災が発生し建物と家財が焼失した場合>



保険金をお支払いします。



家財は補償されません。

家財の保険もおすすめします

家財は想像以上に大きな財産です!



4名の場合の一例
(40歳前後の世帯主、主婦+小人2名)
家財の再調達価額(新価)の目安は約1,380万円

詳細はP10の家財の再調達価額(新価)の目安をご参照ください。

ご注意 家財には新基準ではなく市場流通価額基準での補償となるものや、明記を必要とするものがありますので、下表をよくご確認ください。
なお、明記を必要とする家財は、地震保険の対象とはならないためご注意ください。

保険の対象	評価の基準	明記の要・否	お支払いする保険金の額(保険金額が限度)	地震保険
①貴金属等 (貴金属・宝玉および宝石ならびに書画・骨董・彫刻物その他の美術品)	1個または1組の価額が30万円以下のもの	市場流通価額 不要	損害額-免責金額(自己負担額)	対象
	1個または1組の価額が30万円を超えるもの	市場流通価額 必要	損害額-免責金額(自己負担額) うっかり、明記が漏れていた場合でも、30万円を限度に補償します。※	対象外
②上記以外の家財	新価	不要	損害額-免責金額(自己負担額)	対象

※明記されていても、盗難による損害の場合は100万円を限度とします。

STEP-3 自由に選択できるオプション補償について

プラスオプション

オプション補償もご用意しています。

ご契約の際には、ニーズに合わせてご選択いただけます。

オプション補償(特約)について

臨時費用保険金補償特約

事故には思ぬ出費がつきものです。P1①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合にお支払いします。

損害保険金×10%
限度額 100万円

損害保険金×30%
限度額 300万円



地震火災費用保険金補償特約

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の対象が一定の損害を被った場合にお支払いします。

保険金額×5%
限度額 300万円

保険金額×30%※



※地震保険をご契約いただいた場合にセットできます。

失火見舞費用保険金補償特約

お住まいから発生したP1①(落雷を除きます)の事故により、近隣など第三者の所有物に損害が生じた場合に、見舞金をお支払いします。(ただし、煙損害・臭気付着損害を除きます。)



類焼損害補償特約

お住まいから発生したP1①(落雷を除きます)の事故により、ご近所の住宅や家財等に与えた損害を補償します。(ただし、煙損害・臭気付着損害を除きます。)



ドアロック交換費用補償特約

お住まいのドアの鍵が盗まれた場合に、ドアの錠の交換に必要な費用を補償します。



携行品損害補償特約

自宅外に持ち出し中の家財(携行品)の偶然な事故による損害を補償します。



建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約

建物に付属した所定の機械設備等の故障により生じた損害を補償します。

免責金額(自己負担額) 3万円



※家財を保険の対象とする場合のみセットできます。

破損・汚損損害等補償特約

保険の対象である建物または家財について生じた、不測かつ突発的な事故による損害を補償します。



免責金額(自己負担額) 3万円

個人賠償責任補償特約

日本国内で、ご本人またはご家族が日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合に備えます。



示談交渉サービス付

借家人賠償責任補償特約

賃貸住宅にお住まいの方等が、

- P1①～⑥の事故を起こして借用戸室が損壊し、家主に対し法律上の損害賠償責任を負った場合に備えます。
- P1①～⑥の事故により、借用戸室を破損または汚損した際に、家主との契約により自己の費用で修理した場合に備えます。



建物管理賠償責任補償特約

保険の対象となる建物の賃貸または管理業務に起因する偶然な事故(エレベーターまたはエスカレーターの事故を含む)により他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合に備えます。



家賃補償特約

火災等の事故により、賃貸している建物の家賃収入が得られなくなった場合の損失額を補償します。



STEP-4 保険料の割引について

セコム安心マイホーム保険は保険料の割引も充実しています!!
お住まいの設備等により、以下の割引を適用することができます。

*次の割引を適用した場合、建物・家財の保険料が割引になります。

1 ホームセキュリティ割引

火災・ 盗難監視有効		火災の危険、盗難の危険を警備会社で常時監視している機械警備を導入し、かつ有効に機能している場合	保険料が	M構造：約9%~42% T構造：約6%~29% OFF H構造：約5%~28%
火災監視のみ有効		「火災の危険のみ」または「盗難の危険のみ」を警備会社で常時監視している機械警備を導入し、かつ有効に機能している場合は、上記「火災・盗難監視有効」の場合より低い割引率が適用されます。		
盗難監視のみ有効		「火災の危険のみ」または「盗難の危険のみ」を警備会社で常時監視している機械警備を導入し、かつ有効に機能している場合は、上記「火災・盗難監視有効」の場合より低い割引率が適用されます。		

2 オール電化住宅割引

オール電化住宅なら		「オール電化住宅(住宅内の空調、給湯、調理等のすべての設備を電気でまかなく住宅)」にお住まいの場合	保険料が	M構造：約5%~24% T構造：約3%~17% OFF H構造：約3%~16%
------------------	---	---	------	---

3 長期年払割引

長期年払契約にすると		保険期間が2~10年で保険料の払込方法を年払にされた場合、保険料が割引になります。	保険料が	約6~10% OFF
*保険期間中に建築年数別料率区分が変更となる場合は、1年契約の保険料と比較して保険料が上がる場合がありますが、保険期間を通じた合計保険料は、保険期間を1年として継続した合計保険料と比べて割引になります。				

⚠️ 上記①、②の割引率は、次の条件の場合の例を表示しています。

「保険の対象:建物」「免責金額(自己負担額):なし」「建築年数:10年」「保険期間:1年」「保険金額:M構造1,000万円、T・H構造2,000万円」「オプション補償(特約):セットなし」

※保険の対象の所在地により割引率は異なります。

※建物構造、保険の対象、基本補償プラン、免責金額設定、建物建築年月、オプション補償(特約)のセット状況等の契約内容により、表示範囲外の割引率となる場合があります。

(例)基本補償プランがワイドの場合は上記より低い割引率、基本補償プランがスリムの場合は上記より高い割引率、免責金額の適用がある場合は上記より高い割引率となる場合があります。

STEP-5 免責金額(自己負担額)について

基本補償に免責金額を設定することで、保険料を抑えたご契約の設計が可能です。

ただし、保険金のお支払いの際、保険金額または所定の支払限度額を限度とし、損害額から免責金額を差し引いた金額が損害保険金のお支払額となりますので、ご注意ください。

*保険の対象が建物の場合、建物を復旧できない場合または建物の損害の額が協定再調達価額以上となる場合は、免責金額を差し引きません。

1 基本補償の免責金額について

免責金額「なし」	*建物と家財それぞれ個別に適用されます。
免責金額「3万円」	基本補償について、全ての事故による損害に対して、免責金額の設定がありません。
免責金額「5万円」	風災・雹災・雪災免責金額設定について 風災・雹災・雪災による損害については、3万円・5万円・10万円・20万円の免責金額を設定することができます。
免責金額「10万円」	基本補償について、全ての事故による損害に対して、3万円・5万円・10万円・20万円の免責金額が適用されます。
免責金額「20万円」	

お支払い例 **⚠️** 保険金をお支払いする事故が発生した場合でも、損害額が免責金額以下であったときには、損害保険金をお支払いできません。ただし、この場合であっても、各種費用保険金については、保険金のお支払い対象となる場合があります。

事故の内容	基本補償 免責金額	基本補償の損害保険金
落雷による過電流によりテレビが破損し25万円の損害を被った場合	10万円	△15万円(免責金額「10万円」が適用されるため) [25万円(損害額) - 10万円(免責金額) = 15万円(お支払いする損害保険金)]
風災により窓ガラスが破損し7万円の損害を被った場合	10万円	△0円(免責金額「10万円」が適用されるため)

2 オプション補償の免責金額について

《破損・汚損損害等補償特約(建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約)》	*破損・汚損損害等補償特約については、建物と家財それぞれ個別に適用されます。
基本補償の免責金額に関係なく、3万円の免責金額が適用されます。	
《携行品損害補償特約》 基本補償の免責金額に関係なく、3万円の免責金額が適用されます。	

その他注意事項

《セキュリティ・グレードアップ費用》

基本補償の損害保険金が支払われることを条件としてお支払いする費用保険金となっています。
したがって、損害が生じた場合でも、免責金額の設定によっては、セキュリティ・グレードアップ費用のお支払い対象となる場合がありますので、ご注意ください。

お支払い例

事故の内容	基本補償 免責金額	基本補償の損害保険金
盗難により窓ガラスが破損し5万円の損害を被った場合	10万円	△基本補償の損害保険金 0円(免責金額「10万円」が適用されるため) △セキュリティ・グレードアップ費用 0円(基本補償の損害保険金のお支払いがないため)
盗難により玄関のドアが破損し12万円の損害を被った場合	10万円	△基本補償の損害保険金 2万円(免責金額「10万円」が適用されるため) [12万円(損害額) - 10万円(免責金額) = 2万円(お支払いする損害保険金)] △セキュリティ・グレードアップ費用 最高50万円までお支払い

STEP-6 地震保険について

地震の多い日本だからこそ備えは万全に。
地震保険をおすすめします。



地震保険の必要性について

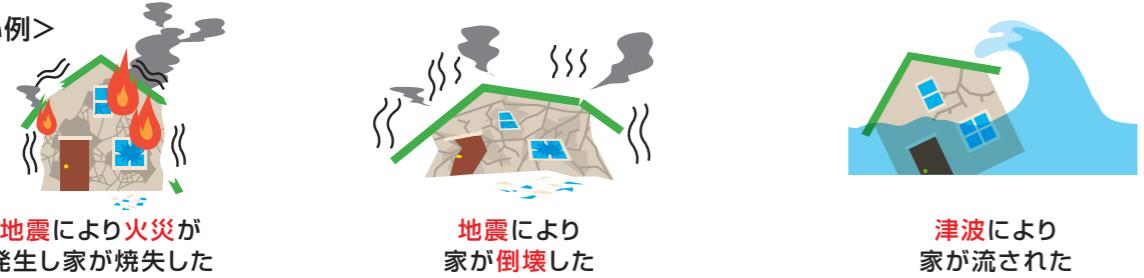
地震による火災は、火災保険では、補償されません。

火災の原因	火災保険	地震保険
地震・噴火またはこれらによる津波	✗*	○
上記以外	○	✗

*地震などにより延焼・拡大した火災損害も補償されません。

地震保険では、**地震・噴火またはこれらによる津波**による損害(火災・損壊・埋没・流失)に対して保険金をお支払いします。

<お支払い例>



地震保険に加入するには?

火災保険+地震保険

地震保険は、単独では契約できません。

火災保険にセットして契約する必要があります。

火災保険

+

地震保険

現在ご契約の火災保険に地震保険をセットしていない場合、火災保険の中途でも地震保険を契約することができます。

*大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害に関する警戒宣言が発令された場合には、東海地震にかかる地震防災対策強化地域に所在する建物または家財について地震保険のご契約ができることがありますのでご注意ください。

お支払いする保険金

損害の程度に応じて下表のとおり保険金をお支払いします。

損害の程度*	損害割合		お支払金額
	建物の主要構造部 (軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害額	家財の損害額	
全損	建物の時価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合	保険の対象である家財の時価額の80%以上となった場合	建物・家財それぞれの地震保険の保険金額の100%(時価額が限度)
大半損	建物の時価額の40%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合	保険の対象である家財の時価額の60%以上80%未満となった場合	建物・家財それぞれの地震保険の保険金額の60%(時価額の60%が限度)
小半損	建物の時価額の20%以上40%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合	保険の対象である家財の時価額の30%以上60%未満となった場合	建物・家財それぞれの地震保険の保険金額の30%(時価額の30%が限度)
一部損	建物の時価額の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水(居住の用に供する部分の床を超える浸水)もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・大半損・小半損に至らないとした場合	保険の対象である家財の時価額の10%以上30%未満となった場合	建物・家財それぞれの地震保険の保険金額の5%(時価額の5%が限度)

*「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定については、地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために一般社団法人日本損害保険協会が制定した「地震保険損害認定基準」に従います。

(注)1回の地震等による損害保険会社社の支払保険金総額が11兆7,000億円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する11兆7,000億円の割合によって削減されます。(2019年8月現在)

地震保険割引制度

割引制度もご用意しています!!

所定の確認資料をご提出いただいた場合、住宅の耐震性能に応じて割引が適用されます。
割引を適用するためには割引の種類によって、次に記載されている確認資料のコピーをご提出いただきます。

注:次の①～④の割引を重複して適用することはできません。

1 建築年割引

昭和56年6月1日以降に新築された建物およびその収容家財に適用します。

割引率 10%

確認資料

- ①「建物登記簿謄本」「建物登記済権利証」「建築確認書」「検査済証」等の公的機関等^{※1}が発行^{※2}する書類
※1 公的機関等とは国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等をいいます。
※2 「建築確認申請書」等の公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。
- ②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」「不動産売買契約書」または「賃貸住宅契約書」
- ③登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡し証明書等
(ただし、いずれの資料も記載された建築年月等により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。)

2 耐震等級割引

建物の耐震等級(注)に応じて、建物およびその収容家財について適用します。

耐震等級 3 2 1
割引率 50% 30% 10%

確認資料

- ①品確法に基づく登録住宅性能評価機関^{※1}により作成された書類のうち、耐震等級を証明した書類^{※2}
- ②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書
- ③「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類^{※3}および「設計内容説明書」など「耐震等級」が確認できる書類
※1 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。(「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。)
※2 例えば以下の書類が対象となります。
・品確法に基づく建設住宅性能評価書または設計住宅性能評価書
・耐震性能評価書
・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」
・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」
・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」
・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類
※3 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」および「認定長期優良住宅建築証明書」を含みます。

3 耐震診断割引

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす建物およびその収容家財について適用します。

割引率 10%

確認資料

- ①耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号または平成25年国土交通省告示第1061号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類
- ②耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など)

4 免震建築物割引

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である建物およびその収容家財について適用します。

割引率 50%

確認資料

- ①品確法に基づく登録住宅性能評価機関^{※1}により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であることを証明した書類^{※2}
- ②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書
- ③「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類^{※3}および「設計内容説明書」など「免震建築物であることが確認できる書類
※1 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。(「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。)
※2 例えば以下の書類が対象となります。
・品確法に基づく建設住宅性能評価書または設計住宅性能評価書
・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」
・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」
・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」
・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類
※3 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」および「認定長期優良住宅建築証明書」を含みます。

■既にご加入の火災保険等において上記①～④割引を適用している場合は、次の書類を確認資料とすることができます。

確認資料

- 対象建物について、建築年割引、耐震等級割引(およびその耐震等級)、耐震診断割引、免震建築物割引が適用されていることが確認できる「保険証券」「保険契約証」「保険契約継続証」「異動承認書」「満期案内書類」「契約内容確認のお知らせ」または「これらの代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類もしくは電子データ」*
- *証券番号(契約を特定するための番号)、保険契約者、保険期間の始期・終期、建物の所在地・構造、保険金額および発行する保険会社の記載があるものをいいます。

ご契約時にご確認いただきたいこと

1 被保険者(補償を受けられる方)について

保険契約により補償を受けられる方をいいます。

基本補償の被保険者について、保険の対象の所有者が共有名義の場合には、全ての所有者をご指定ください。

なお、個人賠償責任補償特約・携行品損害補償特約等をセットされる場合は、別途被保険者本人の指定が必要となります。

2 保険の対象となる建物(または保険の対象となる家財を収容する建物)の所在地について

保険の対象となる建物(または保険の対象となる家財を収容する建物)の所在地を確認してください。
ご契約者のご住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に申込書に記載が必要となります。

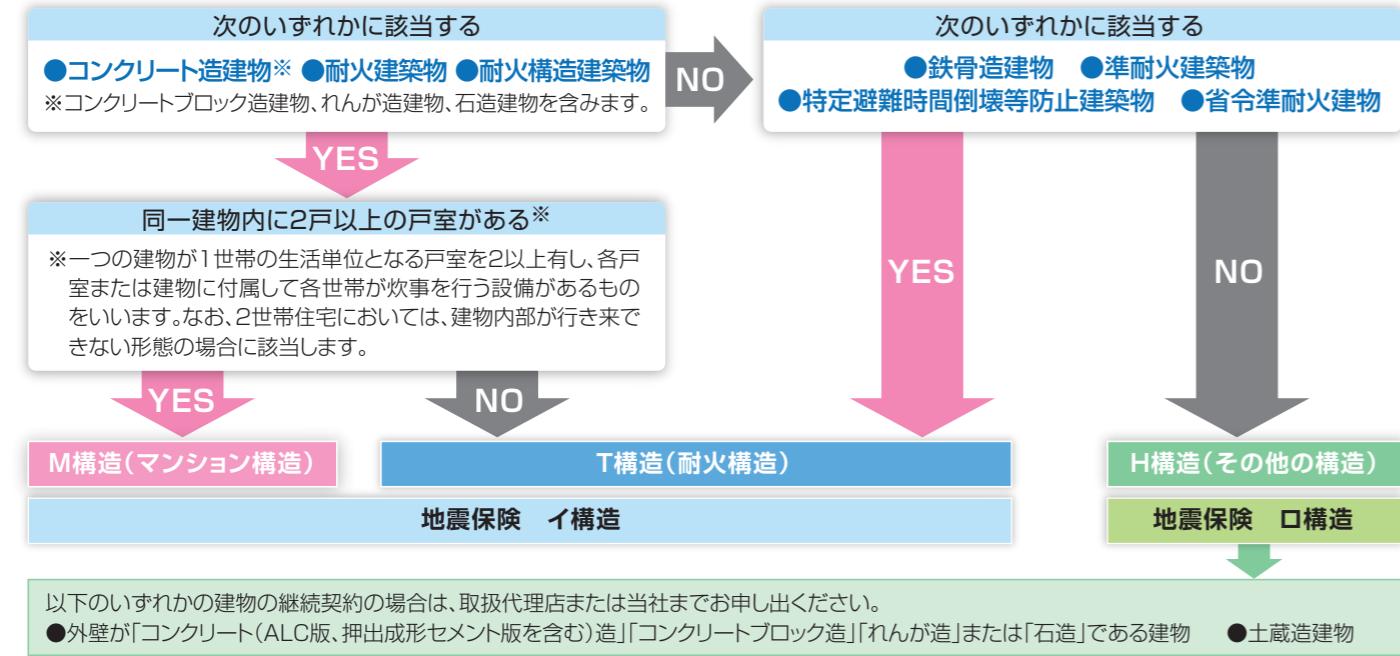
3 保険の対象となる建物(または保険の対象となる家財を収容する建物)の用途について

セコム安心マイホーム保険は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物が専用住宅^(注)である場合にご契約いただけます。
(注)住居のみに使用される建物をいいます。

4 構造級別について

次のフローチャートによりご確認ください。

(注)簡易判定チャートのため、このチャートに当てはまらない建物もあります。



5 保険金額について

- 建物の保険金額:「再調達価額(新価)」を基準に協定します。(協定再調達価額)
- 家財の保険金額(次の3.を除く):「再調達価額(新価)」を基準に設定します。
- P3の貴金属等の保険金額:上記2.の家財の保険金額とは別に、「市場流通価額」を基準に設定します。

6 評価額の算出方法について

建物	再調達価額(新価)の算出方法
保険の対象である建物の建築年月および建築当時の建築価額がわかる場合【年次別指數法】	
建築価額を基準に算出します。	
<計算イメージ>	再調達価額(新価) ^{※1} = 建築当時の建築価額 ^{※2} × 建築費倍率 × (100% - 基礎率) ^{※3} × 調整率 ^{※4}
保険の対象である建物の建築年月および建築当時の建築価額がわからない場合【新築費単価法】	
1平方メートル(m ²)あたりの新築費単価を基準に算出します。	
<計算イメージ>	再調達価額(新価) ^{※1} = (「新築費単価表」の該当単価 × 建物の延べ床面積 ^{※5} + 建物の付属設備の価額 ^{※6}) × (100% - 基礎率) ^{※3} × 調整率 ^{※4}

- ※1 再調達価額(新価)は、原則として10万円単位とします。(1万円単位四捨五入)
- ※2 門、塀、垣や物置、車庫等の付属建物を補償の対象に含めない場合は、その価額を差し引いた額とします。
- ※3 建物の基礎を補償の対象に含めない場合は、所定の基礎率を除いて算出します。
- ※4 実態の建物状況に応じ、原則として±30%以内の調整を行うことができます。
- ※5 保険の対象が区分所有建物(全構造)の専有部分(共用部分の共有持分を含める場合を含みます。)の場合は、建物の占有面積となります。
- ※6 門、塀、垣や物置、車庫等の付属建物を補償の対象に含めない場合または保険の対象が区分所有建物(M構造)の専有部分(共用部分の共有持分を含める場合を含みます。)の場合は、加算しません。

家 財 世帯主の年齢とご家族構成による下表の標準的な家財の再調達価額(新価)の目安や、積算による再調達価額(新価)を基準に算出します。
(単位:万円)(2019年8月現在)

家族構成 世帯主の年齢	2名	3名	4名	5名	独身 世帯 285					
	夫婦のみ	夫婦	夫婦	夫婦						
25歳前後(含未満)	520	600	650	680	730	780	760	810	860	910
30歳前後	700	780	830	860	910	960	940	990	1,040	1,090
35歳前後	1,000	1,080	1,130	1,160	1,210	1,260	1,240	1,290	1,340	1,390
40歳前後	1,220	1,300	1,350	1,380	1,430	1,480	1,460	1,510	1,560	1,610
45歳前後	1,390	1,470	1,520	1,550	1,600	1,650	1,630	1,680	1,730	1,780
50歳前後(含以上)	1,470	1,550	1,600	1,630	1,680	1,730	1,710	1,760	1,810	1,860

*上表にないご家族構成の場合は、大人(18歳以上):130万円、小人(18歳未満):80万円を加算した額が目安となります。

*貴金属等(1個・1組の価額が30万円を超えるもの)(P3参照)については、上表の金額に含まれておりません。

7 評価済保険(建物のみ)について

建物が古くなても全額補償!

「評価済保険」の導入(建物のみ)

セコム安心マイホーム保険では、ご契約時に建物の新価の評価を適正に行なったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持します。保険金お支払時には、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払いします。(全焼等により建物を復旧できない場合などを除いて、免責金額(自己負担額)を差し引きます。)



ここが違う!
従来の火災保険^(注)では、保険金お支払時に再度評価を行なうため、物価の変動などにより、ご契約時の保険金額が全額補償されないことがあります。

注: 従来の火災保険とは住宅総合保険などをいいます。

セコム安心マイホーム保険の場合
評価済 → ご契約時の評価を維持します。

従来の火災保険^(注)の場合
罹災時再評価 → 保険金お支払時に再度評価します。

8 建物建築年月について

セコム安心マイホーム保険については、建物を保険の対象とするご契約で、始期日時点での築年数および保険期間により保険料が異なります。
※1 ご申告いただいた「建築年月」から「保険始期年月」までの年数とし、端月数は切り捨てとなります。

※2 ご申告いただいた「建築年月」の月が不明の場合は、1月とみなして、保険料を計算いたします。

※3 「建築年月」が不明の場合は、最も高い区分で保険料を計算いたします。

参考 主な確認方法

建築年月は次のような資料で確認できます。

・建物登記簿謄本 ・登記事項要約書 ・不動産登記情報 ・重要事項説明書

など

9 補償の重複について

次の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償対象となりますか、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

(注)1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

★特にご注意いただきたい特約(主な例)

○個人賠償責任補償特約

他の保険契約等(他の傷害保険、火災保険、自動車保険等)において、補償範囲が同じで保険金額が無制限の賠償責任補償がある場合、さらに個人賠償責任補償特約をセットされても、補償の限度額は増額されません。

安心チェックシート

お支払いする保険金について

※ここに記載の「損害額」は、再調達価額(新価)を基準に算出したものをいいます。(ただし、貴金属等(P3参照)は、市場流通価額)

基本補償 (物保険)	お支払いする場合		お支払いする保険金	
	O: 補償します X: 補償しません	補償の有無 ワイド ベーシック スリム	損傷保険金 = 損害額(注1) - 保険証券記載の免責金額(注2)	
○① 火災、落雷・破裂・爆発	O O O			
○② 風災・雹災・雪災	O O O			
○③ 盗難 通貨等の盗難(保険の対象が家財の場合)	O O O			
○④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突等	O O X			
○⑤ 給排水設備の事故等による水濡れ	O O X			
○⑥ 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為	O O X			
○⑦ 水災 (1)保険の対象である建物・家財がそれぞれの再調達価額(建物の場合は協定再調達価額)の30%以上の損害を受けた場合 (2)床上浸水(居住の用に供する部分の床を超える浸水)または地盤面から45cmを超える浸水により保険の対象である建物・家財が損害を受けた場合	O X X			
上記の損害額には、「残存物取扱費用」「損害範囲確定費用」「仮修理費用」を含みます。ただし、3つの費用を除いて算出した損害額は、建物は協定再調達価額、家財は再調達価額が限度となります。				
□ 残存物取扱費用保険金(残存物取扱費用、損害範囲確定費用および仮修理費用) 基本補償(物保険)において、上記の費用を含めた損害の額が、保険金額を超える場合	実費*(1事故につき保険金額×30%が限度) ※損害保険金として支払った費用の額を除く			
□ 火災・盗難危険軽減費用保険金(セキュリティ・グレードアップ費用) (1)(落雷除く)、(3)の事故により保険の対象である建物または家財に対して損害保険金が支払われる場合	危険軽減のために損害発生の日からその日を含めて180日以内に新たに支出した費用(1事故につき50万円が限度)			
□ 水道管凍結修理費用保険金 建物が保険の対象である場合に、建物の専用水道管*が凍結によって損壊し、これを修理したとき ※屋外水栓や散水栓などの屋外設備・装置等および屋外設備・装置等に付加された水道管を除く	実費(1事故につき10万円が限度)(注4)			
□ 専用使用権付共用部分修理費用保険金(バルコニー等修理費用) 保険の対象が区分所有建物の専有部分の1戸室である場合に、基本補償プランで補償される事故によりバルコニー等の専用使用権付共用部分が損害を受け、管理組合の規約等に基づきこれを修理したとき	実費(1事故につき30万円が限度)(注4)			
□ 損害防止費用 (1)の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合	実費			
□ 損害賠償請求権の保全・行使に要する費用 当社が保険金を支払うことにより取得する他人に対する損害賠償請求権の保全・行使に必要な費用を支出した場合	実費			
□ 臨時費用保険金補償特約(10%・100万円限度) (1)～(7)の事故により損害保険金が支払われる場合	損害保険金×10%(1事故につき100万円が限度)			
□ 臨時費用保険金補償特約(30%・300万円限度) (1)～(7)の事故により損害保険金が支払われる場合	損害保険金×30%(1事故につき300万円が限度)			
□ 地震火災費用保険金補償特約(5%・300万円限度) 地震、噴火またはこれらによる津波により次のような火災が発生した場合 (1)保険の対象である建物または家財を収容する建物が半焼以上になったとき (2)保険の対象である家財が全焼になったとき	保険金額*×5%(1事故につき1敷地内ごとに300万円が限度) ※保険の対象が家財である場合で、家財の保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額となります。 ●地震保険とは別にお支払いします。			
□ 地震火災費用保険金補償特約(30%) 地震、噴火またはこれらによる津波により次のような火災が発生した場合 (1)保険の対象である建物または家財を収容する建物が半焼以上になったとき (2)保険の対象である家財が全焼になったとき	保険金額*×30% ※保険の対象が家財である場合で、家財の保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額となります。 ●地震保険とは別にお支払いします。			

お支払いする場合	お支払いする保険金
□ 地震火災費用保険金補償特約(50%) 地震、噴火またはこれらによる津波により次のような火災が発生した場合 (1)保険の対象である建物または家財を収容する建物が半焼以上になったとき (2)保険の対象である家財が全焼になったとき	保険金額*×50% ※保険の対象が家財である場合で、家財の保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額となります。 ●地震保険とは別にお支払いします。
□ 失火見舞費用保険金補償特約 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物から発生した①(落雷除く)の事故により、他人の所有物に損害が生じた場合	被災世帯数×20万円(1事故につき保険金額*×20%が限度) ※保険の対象が家財である場合で、家財の保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額となります。
□ 類焼損害補償特約 保険の対象である建物もしくは収容家財または保険の対象である家財もしくは収容建物から発生した①(落雷除く)の事故により、類焼補償対象物が損害を受けた場合	保険金をお支払いする類焼補償対象物の再調達価額を基準として算出した損害額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合には、その保険金の額を差し引いて算出します。(保険期間を通じて(長期契約の場合は各契約年度ごとに)1億円が限度)
□ ドアロック交換費用補償特約 日本国内において保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物のドアの鍵が盗難されたことにより、錠の交換が必要となった場合	実費(1事故につき3万円が限度)(注4)
□ 携行品損害補償特約 携行品※が、火災、破損、盗難等の偶然な事故により損害を被つた場合 ※携行品とは、被保険者の居住の用に供される住宅外における被保険者が所持、携行する身の回り品をいい、有価証券、預貯金証書(通帳・キャッシュカード等)、定期券、クレジットカード・乗車票券・宿泊券・通貨等…5万円(保険期間を通して(長期契約の場合は各契約年度ごとに)保険金額が限度)なお、「保険の対象」(被保険者)および「保険金支払対象事故」の範囲については、いざれも基本補償(家財)とは異なります。(注4)	保険金の範囲内で、損害額(損害の発生および拡大を防止するためにした費用でかつ有効な費用または他人に対する求償権の保全または(便)に必要な手続きをするためにした費用を含み、かつ、携行品の種類により、1事故につき、次の額が限度)から3万円を差し引いた額。 ・1個・1組・1対のもの…各々10万円 ・ドア・窓・戸建・戸建・戸建…5万円
□ 破損・汚損損害等補償特約 保険の対象である建物または家財が①～⑦以外の不測かつ突発的な事故により損害を受けた場合	建物をご契約の場合 損害額-3万円(注4)(保険金額が限度)(注4) 家財をご契約の場合 損害額*-3万円(保険証券記載の10万円～50万円で契約時に設定した保険金額が限度)(注4) ※30万円を超える貴金属等を申込み時に明記しなかった場合は、30万円が限度
□ 建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約 建物に付属した所の機械設備等について生じた電気的・機械的事故による損害が生じた場合	(破損・汚損損害等補償特約でのお支払いとなります。上記破損・汚損損害等補償特約の「建物をご契約の場合」をご参照ください。)
□ 個人賠償責任補償特約 次の事故により他人の身体を傷つけたり、財物を破損した結果、被保険者本人、その配偶者またはこれらの同居の親族もしくは別居の未婚の子(ただし、これらの者が責任無能力者等の場合は、その監督義務者等も含まれます。)が法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ・被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ・被保険者が日本国内で営む日常生活に起因する偶然な事故	賠償金額 ただし保険証券記載の保険金額が限度 訴訟費用・弁護士費用・示談費用は別途お支払いします。 なお、賠償金額の決定については、事前に当社の承認が必要です。 ●示談交渉サービスが自動でセットされます。
□ 借家人賠償責任補償特約 (1)①～⑥の事故により借用戸室が損壊し、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者(責任無能力者等の場合には、その監督義務者等も含まれます。)または借用戸室の賃借名義人が借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 (2)賃貸住宅で①～⑥の事故により、建物が損害を受け保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者または借用戸室の賃借名義人が家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合	(1)賠償金額 ただし保険証券記載の保険金額が限度 訴訟費用・弁護士費用・示談費用は別途お支払いします。 なお、賠償金額の決定については、事前に当社の承認が必要です。 (2)実費(300万円が限度)(注4)
□ 建物管理賠償責任補償特約 保険の対象である建物またはその建物の賃貸もしくは管理およびこれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故により生じた、他の人の身体への傷害や財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	賠償金額 ただし保険証券記載の保険金額が限度 訴訟費用・弁護士費用・示談費用は別途お支払いします。 なお、賠償金額の決定については、事前に当社の承認が必要です。
□ 家賃補償特約 ①または④～⑥までの事故のうち、保険証券の「主契約補償範囲」欄に[○]を付した事故により家賃の損失が生じた場合	家賃について復旧期間(約定復旧期間を限度とします。)内に生じた損失の額 また、保険金額が保険金額(損害が生じた時における保険の対象の家賃月額に約定復旧期間月数を乗じた額)を下回る場合の支払保険金は以下のとおりになります。 支払保険金 = 家賃について復旧期間内に生じた損失の額 × 保険金額 保険金額

(注4)各種修理費等の費用に、「残存物取扱費用」「損害範囲確定費用」「仮修理費用」を含みます。

(注5)建物を復旧できない場合または建物の損害の額が協定再調達価額以上となる場合は、免責金額を差し引きます。

